

吹田市生活困窮世帯の子どもの学習支援教室運営業務委託事業者選定に係る評価項目と審査基準

1 評価項目、審査基準及び配点

	評価項目	審査基準	配点	
1	事業目標	事業の目的及び業務内容の理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・国や本市の動向を踏まえ、生活困窮世帯等の子育ての現状や課題及び生活困窮世帯等の子供の置かれた生活環境を十分に理解しているか。 ・学習支援や生活支援に対する知識や考え方が十分にあると認められるか。 	10
		事業実施内容の具体性と妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・募集要項、仕様書の事業内容に沿った提案がされており、それぞれ具体的に提案されているか。 ・実施内容の提案が妥当か。 	10
	事業内容	学習支援教室の環境	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者が魅力を感じ、安心して、参加できる工夫がされているか。 	10
		学習支援に関する内容	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者とその保護者に対し、日常的な自学自習及び高等学校受験のための効果的な支援提供を行うにあたり、具体的にどのような工夫がされているか。 	10
		学習支援以外に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者やその保護者の抱えている課題（家庭内の問題や長期欠席生徒等）に対して、有益と考えられる改善策を提示することや関係機関と連携し、支援していくことができるようになってきているか。 	5
			<ul style="list-style-type: none"> ・学習支援教室の参加に消極的な対象者に対して、訪問等での促しや意欲喚起に向けた取組が提案されているか。 	5
		進路相談、情報提供に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者やその保護者に対しての進路相談、進学に関する情報提供を円滑に行える仕組みになっているか。 	5
その他のアピールポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・魅力的な提案内容になっているか。 ・仕様書の範囲外で追加の提案がされており、効果的、効率的で実現可能であるか。 	5		
2	事業の実施体制	人員配置の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・実施方針や運営の考え方を踏まえた人員の確保や学習支援員が継続して参加できるよう工夫がされているか。 	5
		従業員の質の向上のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・学習支援員の質の向上、個人情報保護、守秘義務及び事故対応等の必要な研修等が計画され、実現可能か。 	5
		事故、非常災害時の取組及び苦情対応等の体制	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者の安全確保と事故・緊急時に適切に対応することができるか。 ・対象者及びその保護者等からの苦情、トラブル等について適切に対応することができるか。 	5
		個人情報保護及び守秘義務について	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護、守秘義務の正しい理解と適正な取扱いができるか。 	5
3	類似・関連業務の実績	自治体における同種業務の実績及び関係機関との連携実績	<ul style="list-style-type: none"> ・学習支援関連事業等の生活困窮世帯を対象とする支援事業に関する活動実績を十分に有すると認められるか。 ・行政機関(福祉・教育)との連携の実績はあるか。 	10
4	価格点	見積金額	<ul style="list-style-type: none"> ・配点（15点）×（業者最低見積金額÷業者見積金額） （小数点以下、切捨てとする。） 	15
	合計		105	

2 採点方法

- (1) 採点は、価格点を除く「評価項目」の「審査基準」を基に、総合的に行う。
- (2) 採点は、実施業務ごとに行う。
- (3) 価格点を除く、採点の基準は、次のとおりとする。

評価	5点満点	10点満点
特に優れている	5点	10点(5点×2)
優れている	4点	8点(4点×2)
ふつう	3点	6点(3点×2)
やや劣っている	2点	4点(2点×2)
劣っている	1点	2点(1点×2)

- (4) 価格点は、次の計算式により決定する。

$$\text{配点 (15点)} \times (\text{業者最低見積金額} \div \text{業者見積金額}) \quad (\text{小数点以下、切捨てとする。})$$

3 事業者の決定方法

- (1) 吹田市生活困窮世帯の子どもの学習支援教室運営業務委託事業者選定審査会（以下「選定審査会」という。）で提出書提出書類の内容に基づくプレゼンテーションとヒアリングを行い、各委員が採点した結果、各項目の合計得点が最高の者を最優秀提案者とする。
- (2) ただし、品質確保の観点から、委員全員から60点以上を獲得しており、かつ価格点を除く評価項目において誰からも「劣っている」の評価を受けていない者に限る。
- (3) 最優秀提案者に該当する者が複数名いる場合は、原則として提案金額が最低の提案者を最優秀提案者とする。
なお、この場合において、提案金額も同額の場合、委員による合議又は多数決により決定する。
- (4) また、提案金額によらずに最優秀提案事業者を決定する場合は、選定審査会の承認を得ることとする。
- (5) 同様の方法で、次に合計得点の高い事業者を次点者として選定する。